

平成18年11月

経済環境委員会会議録

平成18年12月1日（金曜日）

午前10時00分から

午前11時19分まで

市役所 第2会議室

出席委員（6名）

委員長 上村良一君 副委員長 稲垣民夫君
松浦英幸君 大島金次君
ピアンキ アンソニー君 山下一枝君

欠席委員（なし）

職務のため出席した事務局職員の職・氏名

次長 高木秀仁君

説明のため出席した者の職・氏名

環境部長	大澤繁昌君	産業経済部長	番家敏夫君
環境課長	小川正博君	環境課主幹	稲垣金利君
交通防犯課長	勝野輝男君	農林商工課長	鈴木英明君
観光交流課長	中田哲夫君	観光交流課主幹	大西正則君

付託議案

第94号議案 愛北広域事務組合規約の変更について

第95号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算（第4号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 経済環境委員会の所管に属する歳入

歳出 2款 総務費（1項総務管理費のうち13目交通防犯対策費）

4款 衛生費（2項清掃費）

5款 農林業費（1項農業費のうち6目土地改良費を除く）

6款 商工費

第97号議案 平成18年度犬山市犬山城観光事業費特別会計補正予算（第2号）

+

第 98号議案 平成18年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第1号）

第103号議案 工事請負契約の締結について

（犬山市都市美化センター大規模補修工事）

+

+

+

午前10時00分 開議

上村委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は6名全員でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに経済環境委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は、付託議案一覧表に記載のとおり、第94号議案、第95号議案、第97号議案、第98号議案並びに第103号議案であります。

議案朗読をさせていただきます。

第94号議案 愛北広域事務組合理約の変更について、第95号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算（第4号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 経済環境委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費（1項総務管理費のうち13目交通防犯対策費）、4款衛生費（2項清掃費）、5款農林業費（1項農業費のうち6目土地改良費を除く）、6款商工費、第97号議案 平成18年度犬山市犬山城観光事業費特別会計補正予算（第2号）、第98号議案 平成18年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第1号）、第103号議案 工事請負契約の締結について（犬山市都市美化センター大規模補修工事）。

お諮りをいたします。

付託議案の審査の方法については、まず当局の議案説明の後、その都度、質疑を行います。全付託議案の質疑終了後、討論・採決を行いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

上村委員長 異議なしと認め、当局の説明の後、質疑を行います。

第94号議案を議題といたします。

愛北広域事務組合理約の変更について、当局の説明を求めます。

小川環境課長。

小川環境課長（第94号議案説明）

上村委員長 説明は終わりました。

質疑を行います。

ご発言を求めます。

大島委員。

大島委員 岩倉市と大口町がそういうで入っているやつなら金融の管理者にも、携わってもらわんことにはやれないので、そういうことで向こうも決まっていることだからやむを得んと思います。

上村委員長 他にございますか。

松浦委員。

松浦委員 すごく素朴な質問なんですけど、第1条の規定は愛知県知事の許可があった日ということがあるんですけど、僕は余り手続よく知らないんですけどね、こういうものも知事の許可になるようですが、手続的にどういうふうになって、どれくらいかかるというのはわかるんですか。

上村委員長 小川環境課長。

小川環境課長 地方自治法の286条に一部組合の規約を変更する場合は、関係地方公共団体

の協議によりこれを定め、なおかつ都道府県知事の許可を受けるということです。許可を受ければ、スムーズにおりてくるということは聞いておりますけど、とりあえず構成団体の協議が必要ということで、今回お願いしております。

上村委員長 他にございますか。

〔「なし」の声起こる〕

上村委員長 質疑なしと認め、第94号議案に対する質疑は終わります。

続いて、第95号議案を議題といたします。

平成18年度犬山市一般会計補正予算（第4号）、当局の説明を求めます。

まず、歳入からお願いをいたします。

勝野交通防犯課長。

勝野交通防犯課長（第95号議案歳入・歳出説明）

上村委員長 続いて、歳出の説明をお願いいたします。

席順にてお願いしたいと思います。

小川環境課長。

小川環境課長（第95号議案歳出説明）

上村委員長 鈴木農林商工課長。

鈴木農林商工課長（第95号議案歳出説明）

上村委員長 中田観光交流課長。

中田観光交流課長（第95号議案歳出説明）

上村委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

松浦委員。

松浦委員 14ページの交通防犯対策費のところですが、当初と予定を変えてというか、よく検討してリースの方になったということになったということについて、大変結構なことだと思いますけれども、具体的にどれぐらいのメリットだったかということを示していただきたいということと、交通災害見舞金というのは、1人15万円ということですかね。例年、どんなふうとか、ある程度おわかりになるかということと、この制度に関し、他の市町はあるのか、ないのか。

上村委員長 勝野交通防犯課長。

勝野交通防犯課長 最初のリースに変更した点の経過と結果をご報告させていただきます。

三つの場合を想定して検討はさせていただきました。まず、今ある古いバスを引き続き使用して、新しく小さなバスを買って2台でやるという方法と、古いバスはあと3年でNOx・PM法で使えなくなりますので、最初から新しいバスを2台購入する方法と、もう一つは、新しいバスをリースする方法で検討しました。

その結果、一番最初に申し上げました古い車を使って新しい車を買ってというパターンが、約3,200万円ほどかかる。新しくバスを2台買った場合は、約2,800万円ぐらいかかる。リースした場合は2,400万円ぐらいであろうと。主な金額が違ってきたものは、購入する場合、

アメニティー協会の横に車庫がございますけども、あの車庫をつくるのに大体190万円ほどかかっているんです。2台となると、あの程度の車庫以上のものをつくらなきゃいけないと思いますけども、400万円以上かかる。それにまた、火災保険料等がかかるということが大きな理由で、リースした場合は請負業者の方が保管をしてくれるということなんですけれども、そういうことでリースの方がメリットがあるのではないかと。

それから、過去に交通死亡見舞金がどうであったかということですが、前の分まではわかりませんが、去年はゼロでした。ことしは1名が、先ほど申しましたように、7月に起きて、それで終わりだろうと思っていたところ、続いて8月、10月に続いて二つ起きた。過去には、こういった補正をした事例は余りないということです。

3番目の他市の状況はちょっとわかりませんが、調べて報告します。

上村委員長 松浦委員。

松浦委員 リースの根拠はわかりました。3パターンの中で検討されたんですね。

今の答弁の中で、思ったんですけれども、車庫をつくるという前提で考えてみえたのかなと思って、というのは私、車庫つくるときに結構違和感持ったんですけども、結構かかるなと思いましたが、立派なもので、一般の公用車はこんなことしないのに、もちろん屋根があった方が持ちがいいのか悪いのかわかりませんが、車両として。何か、そこらあたりは、つくられたときに明確な意図とか、根拠があったのかなということ、余り深い意味はありませんけども、何かおわかりになればということをおもいました。

見舞金というのは、これ補正組んだぐらいだから、突出して多かったんだなという想像ができますけど、どこでもやってるのかなというのが素朴な疑問として、僕は人の死に方がいい、悪いはあんまりないような気がするんですね。確かに、交通事故で突然亡くなるから、いろいろな意味で、精神的にダメージはあるんでしょうけど、病気で死ぬ人も、お年で死ぬ人も、事故で死ぬ人も、人の死は同じようにとうといとするんだとしたら、そういうお見舞金の制度というのは、そこに根拠を持っていった方がいいのかなというようなことをちょっと思ったものですから。時代とともにこういうものは変わってくる可能性があるものから、そういったことで、あえて質疑をしてみましたけど、これについて特別ご答弁ができないかもしれませんが、結構ですけれども。

上村委員長 勝野交通防犯課長。

勝野交通防犯課長 車庫をつくらなくてはいけないかということですけども、今現在、大新東という運行会社にバスを運行してもらっておりますが、その契約書の中に、車両の清掃、朝夕の清掃を契約の条項にうたっております。となると、車庫がいいのかわかりませんが、当然、屋根がないことには、朝夕の清掃といっても、屋根があっても窓をふいたりするという清掃は必要で、車庫は当然要ったんじゃないかなと思います。

上村委員長 松浦委員。

松浦委員 そりゃ、ないよりあった方がいいと思いますけど、物を大事にするという部分では。だけど、立派な車庫をつくれるなということ、見てて思ったものですから、ちょっと思い出して聞いたまでするので、目つぽにとるような話ではないということだけあえて言っておきます。

上村委員長 勝野交通防犯課長。

勝野交通防犯課長 たまたまと言ってはあれなんですけども、こういうバスを運行する許可を持った業者というのは少ない状況でして、今回、車をリースで決めるという以前は、運行するといえますか、車ではなくて、運行業務ができる業者が決まっていたんです。その後、こういう方向に変わってきてから、車をリースにするということに決まってから入札をやったところ、たまたま、またその会社が取ったわけなんです。それで、実際、一連のバス運行業務とした場合に、車両管理する会社と運行する会社が一体の会社であるものですから、いろんな面でぎくしゃくしないといえますか、一体管理ということが出来ますので、それはメリットではないかと思えます。当面修理とか修繕とかというのは、業者の責任でということであってはいますけれども、やっぱり業者が変わると、そこら辺の一体の連携がぎくしゃくしたものになるのではないかと。その辺が今回、同一業者となるため、メリットになるんじゃないかと思えます。

上村委員長 大澤環境部長。

大澤環境部長 やっぱり車庫は、多少私も職員として思ったことは思ったです。あんな立派なものをつくらなくても思いましたが、これから車庫のこともですが、スペースの問題も、これから狭いところを工夫して、庁舎なんかもつくっていくわけですが、市民にするとやっぱりこの場所しかないと思えます。狭いスペースのところでも常時2台を、しかも今回は当初予定したものと違って、21人乗りを2台ということにしましたので、そういったスペースのことも考えました。この前、山口の方へ行っていただいて見ていただきました。あれと違いまして、バリアフリーに対応するということで、車いすも備えつけた車両ということで、次の時代に見合うものということで考えましたので、その辺もリースした大きな要因であります。ちょっとつけ加えさせていただきました。

以上です。

上村委員長 他に質疑はございませんか。

山下委員。

山下委員 ここに出ております購入していくところからリース2台に変えたというところで、一つは、従来、年間契約でやっていた管理、運転業務をやっていたところの関係とか、これ1月からこちらに切り変わるということですよ。この間、コミュニティバスの実証実験ということで説明いただいたわけなんですけども、これが今まで運転していただいた部分は、この2台に切りかわっていくということになるということで、その辺、業者が変わっていくということと、従来の運転業務の人たちとは、これで終わるということなんです。その辺、ちょっと大丈夫かという意味ではなくて、メリットがあるからということなんですけど、前の人との契約とか、その辺はよろしかったんでしょうか。

上村委員長 勝野交通防犯課長。

勝野交通防犯課長 今年度予算では、こういう実証実験を9月から始めるという点で、半年分の予算をいただいております。それが、道路運送法の改正によりまして、手続をとりまして、3カ月ほどおくれまして、今、12月まで延長して、延長契約をさせてもらっております。今の契約している業者とは、その辺は了承済みで契約をしておりますので、そういうこ

とは、向こうは一切ありません。

上村委員長 山下委員。

山下委員 従来は、あそこにバスを置いて、それでそちらへ出勤していくという感じで、運行されてたわけですけど、今後はバスもろとも、人が直接例えば、始発する場所へ配置されていくというふうになるんですか。そのバスを運行していく上で、休憩するだとか、いろんなところが欲しいというふうに思うんですが、その辺どうなっていくのか。実態、お願いいたします。

上村委員長 勝野交通防犯課長。

勝野交通防犯課長 今までは、犬山駅の東口の発着として、すべてバスが出ております。1台ですけども。今度は、7コースありまして、毎日走るわけではありませんけども、いわゆる今まで一番遠くまで行ってたところがスタートになります。例えば、栗栖とか、今井とか、入鹿とか、上野新町とか、つつじが丘だとか、西楽田団地とか、そちらからスタートに切りかえてあります。というのは、病院に早く行きたい、早くどこかへ行きたいという要望を満たそうとすると、こちらからスタートして、10時ぐらいに出ては意味がないということもありますので、今回は、今度契約する業者の車両基地から直接8時の今井にスタート間に合うように、バスが走っていくと、そういう格好になります。

上村委員長 他にございませんか。

稲垣委員。

稲垣委員 コミュニティバス、1月から新しいルートでいくということですけど、停留所とか、そういうものも新たに変わりますよね、そういうものの手当というのは、もう年内にできるのか。それと、内容を今度の広報に載せるということですが、今停留所の場所がわかっていればお示してください。

上村委員長 勝野交通防犯課長。

勝野交通防犯課長 今ご心配のバス停の周知は、しなければならぬと思っております。それで、バスの中には、このバスはことし終わりますという周知をしております。バス停には、いまあるバス停には、この場所はここへ動きますというやつを張って、まず少し動く場合はそれを張って周知しようと思っております。

それで、12月15日号の広報に写真を入れてふれを出します。1月1日号にダイヤと場所をつけたのを出そうと思っておりますが、広報が100%見ていただけとは思いませんので、各ご家庭への回覧を12月15日号に出したいと思っております。そこにはバス停はここですよということをつけて、各コースごとにわかるように周知徹底を図りたいと思っております。

上村委員長 稲垣委員。

稲垣委員 バス停の位置は広報には載せ、広報を見ればわかるということですね。

上村委員長 他に質疑ありませんか。

稲垣副委員長 委員長交代します。上村委員。

上村委員 バリアフリー対応ということでね、車いす等々も乗車できるということですけども、この委託人指定の中に、どこまでの患者さんといいますが、車いすの対応の中で。大変な補助員が要るような関係の場合は、運転手だけしか搭乗者いないわけでしょ。そのところ

は、余り重度な、自分で単独で乗ってこれるような方だけを対応してみえるのかね、その辺はどうなんでしょうかね。

稲垣副委員長 勝野交通防犯課長。

勝野交通防犯課長 料金は一部いただくんですけども、障害者なんかは無料で、付き添い1名の方は無料です。今言われた、そういう場合、付き添い1名の方も同じように無料で乗っていただくという想定もしておりますので、そういう制度の方までは想定しております。軽度の方は付き添いがないかもしれませんので、運転手がフォローということになると思います。

稲垣副委員長 上村委員。

上村委員 介護事業者等なんか、介護関係者とか、ああいう人は、営業ナンバーでなくて白ナンバーでもやっていけるということで、大変に急ブレーキとか、運行に物すごい神経使って、予定どおりの運行ができないというようなことも聞いてますがね、余りそういった方を常時乗車させていくにおいて運行に差し支えるというようなことがあると、問題があると思ひまして。

稲垣副委員長 勝野交通防犯課長。

勝野交通防犯課長 おっしゃるように、心配は、乗っていただきたいですけども、利用がふえると困るなど思ってるわけです。今、おっしゃられたように、急ブレーキのときには車いすが動かないようにワイヤーロープで固定する作業も要りますし、現実、乗れると言ってもお一人が精いっぱいだと思うんです。あとは、ほかの乗客がおみえになりますので、そういう方が3人、4人来ても、固定するワイヤーすらありませんので、その辺は心苦しいですけども、各市町もこういうリフトをつけてる市町が結構多いですけど、実際、利用は余り、ほとんどないということを知っております。たまたま、そういうタクシーもあつたりという方が小回りがきいて、自分の行動をなされるというケースがほとんどだから、そうだろうというふうに思いますが、ただ市の姿勢としてそういう方は乗れませんとは言えませんので、高い金かけてリフトつけて、そういうふうにしますけど、利用は余りないようだ、それを言われると苦しいところがあります。

稲垣副委員長 上村委員。

上村委員 住民理解を伴うことになってくるようだと思う。よく検討していただきたいと思ひます。

上村委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

上村委員長 質疑なしと認め、第95号議案の質疑を終わります。

次に、第97号議案を議題といたします。

平成18年度犬山市犬山城観光事業費特別会計補正予算（第2号）、当局の説明を求めます。

中田観光交流課長。

中田観光交流課長（第97号議案説明）

上村委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

上村委員長 質疑なしと認め、第97号議案に対する質疑を終わります。

次に、第98号議案を議題といたします。

平成18年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第1号）、当局の説明を求めます。

中田観光交流課長。

中田観光交流課長（第98号議案説明）

上村委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

山下委員。

山下委員 いわゆる人件費の増という部分で、具体的には、人の異動ではないのでは。

上村委員長 中田観光交流課長。

中田観光交流課長 ここで、この維持管理費の中で支払いをしている人件費は、すべて4人の鵜匠のものです。ですから、人事異動に伴うものじゃなくて、例えば子どもが生まれたとか、時間外勤務手当の増だとか、そういうことによるものです。

上村委員長 松浦委員。

松浦委員 同じような質疑ですけど、たまたまこれ時間外勤務というのがこの中で一番大きい数字だから目についたんですけど、鵜匠の方の勤務体系というか、勤務時間とか、給料のカウントの仕方とかね、かなり特殊ですわね。夜働いてみえるわけですから。そういうことを、ちょっと素朴な質問として教えていただけますか。

上村委員長 中田観光交流課長。

中田観光交流課長 今のオフシーズンは我々と同じ時間です。うかいのシーズンになりますと、今の昼うかいがないときは12時から夕方4時までですけども、勤務時間内としています。ですから、その分が夜のうかいの方に行って、夜の時間が延びるということです。ですから、ちょっと変則ですね。彼らはなれてますけれども、我々からすると、長い勤務時間の間に勤務内時間が入ってくるもんですから、若干気の毒は気の毒な気がします。

上村委員長 松浦委員。

松浦委員 すると、12時から4時というのが休憩時間のような、休憩というとおかしいんですけど、よく飲食店なんかは2時から5時ぐらいまで準備中なんていうのが出てますけど、あんなような感覚でよろしいんかね。

上村委員長 中田観光交流課長。

中田観光交流課長 若干違います。休憩というと勤務時間内になるんですけど、勤務時間じゃなくて、無給の働かなくてもいい時間。

上村委員長 松浦委員。

松浦委員 いなくてもいい。

上村委員長 中田観光交流課長。

中田観光交流課長 はい、いなくてもいい。寝ててもいい時間です。

にできるかということを探ねまして、できるというもとに、その技術審査を行って、その合格したのが4社。4社それぞれ同じ工法じゃないですけど、性能は保証すると、そういうことになっております。結局、今の4社が入札に参加したんですが、実は制限といたしましては、入札のときに制限として行いましたのは、まず犬山の一般競争において入札資格申請書を出して受理されている、これは当然のことでございます。それから、点数が800点以上ということで、技術力が、点数が800点以上の技術を持った会社だということ、そういう条件、それからストーカーという炉の建設の実績がある会社しかだめですよと、それから先ほど言いました技術審査に合格している、もしくは入札の締め切りまでに発注仕様書を、しっかりしたやつを提出して、その技術審査に対応できるということで、そういうことで一般競争入札に付したわけでございます。

その結果、集まったのが、やっぱり技術審査に合格した4社が集まったわけです。それで入札を執行したと、これが経緯になっております。

それから、契約いたします川崎技研ですが、これはこちらの方に実績が載ってるので、見ていただくとわかりますが、九州を中心に活動している大手の焼却メーカーです。九州のほとんどの県で、また多くの炉をつくっております。この辺では、瑞浪市の炉をつくっていません。それから、瀬戸市と尾張旭で、共同で組合をつくっておりますが、その炉もやっております。それから、浜松の近くの広域の組合でも、その炉を採用しております。近くの実績は以上でございます。

上村委員長 大澤環境部長。

大澤環境部長 追加して申し上げますが、川崎技研が20日の日に入札で落としましたので、早速気になりましたので、22日に瑞浪市へ行ってまいりまして、現場も、それから市民の皆さんから、いろいろと川崎技研の対応を聞き取りをして来ました。ちょっと、私どもとは違う炉でございますけれども、川崎がここへ、中部地区へ進出する第一歩だったようですが、非常にまじめに、九州が本社ではあるけれども、効率的な炉をつくったと言って自負はいたしておりましたので、ちょっと安心したところであります。

それから、大島委員におかれましては、いろいろそういう業界のこともお詳しいので、ちょっと名を、今23社ほどと言いましたが、特に指名停止を受けたところが多いわけございまして、住友金属・日立造船、あるいはタクマ、三菱重工、荏原、住友機械工業、クボタ、ここらがいわゆる日本の大手なんですが、ご案内のように、すべて去年から指名停止になってます。大手じゃなくても、十分私どもも対応できるということで、規模からいいましたら、落札した業者も含め4社、アクトリーとか、プランテックとか、ユニチカ、ユニチカも私ども当初こんなこと手がけてるのかなと思いましたが、いわゆる犬山にあったユニチカです。話それですけど、ユニチカも、ここに工場があって、市内に随分お世話になったところなのでということで、非常に熱意を燃してくれてたんですが、結果は功を見なかったわけですけども、そういったユニチカとか、あるいは栗本鉄工所だとか、こういったところが私どもが10社、最終的に10社上がってきたというところで。

大体お聞きになればわかるような会社ばかりではないかと思いますが、そんな事情でございます。

上村委員長 大島委員。

大島委員 今、これ初めて見せてもらったんだけど、6億円足らずの金で、2億5,000万円ぐらいの開きが4社であるわけだけでも、ここの今の実績は、私今初めてこれ知ったわけですけども、一番最初に心配したのは、果たしてそれ、安くやることもええけども、本当にやってくれるかということが心配だったんです。今言うような話聞いて、こういう実績があって、それぞれ日本的なメーカーなところはまわらずに、それでこういう価格でやれるということであれば、それはそれなりに結構であり、機能を果たせば、それで成果はあるわけですので、設計に基づくとところの金額に対して、ちょっと開きがあり過ぎたということが自分に疑問を持ったという、これだけのことでね、ひとつきちっと監督なりの手を厳しくやっていただきゃ、結構だと思います。

以上です。

上村委員長 他にございませんか。

山下委員。

山下委員 最初に言わなくちゃいけなかったと思うんですけど、工事請負契約の締結ということでいけば、工事名、請負契約、請負契約者というのを書いて、これきちっとしなければならぬが、例えば6億円、そういうことは、議会では説明されましたけど、そういうものにきちっと書かなければならないと思うが、どうでしょうか。

上村委員長 答弁を求めます。

小川環境課長。

小川環境課長 契約の期間を定めるということですか。

上村委員長 山下委員。

山下委員 私、その辺、これは3年間の契約ですので、そうしたものにすべきじゃなかったんですかということです。

上村委員長 小川環境課長。

小川環境課長 11月22日仮契約を行いまして、この議会に議決していただくと本契約となるということで、期限、契約期間は議決後、平成21年3月20日までで3力年の継続事業となっておりますので、3月20日までで契約期間となっておりますから、議決後、3月20日までといたします。

上村委員長 山下委員。

山下委員 それはここに、今示すことではないのですか。実際の契約はもちろん議決されないうときちっとした正式なものにはならないでしょうけれども、議案として、こうして出されるときに、3年にわたるものだということを、説明では聴きましたけど、文章化したものを示していただくということではないのかということ。

上村委員長 小川環境課長。

小川環境課長 これらの様式は従来の様式にのっとっておりまして、議決要件ではないというふうにとらえております。

上村委員長 稲垣環境課主幹。

稲垣環境課主幹 この契約書は、従来につくり方でやっておりまして、前の議会、9月議会

でこういう工事請負契約で3カ年継続事業でという予算の許可をいただいております。それに基づいての契約を進めたということでございます。期間については、契約書の中身で何月何日までに完了しなさいよというのは、議決後で本契約になるということでの設定になるということです。

上村委員長 他に質疑ございませんか。

稲垣委員。

稲垣委員 非常に低い価格で決定して、非常にいいと思ってるんですけども、これの、炉でするので、年々修理費が、かさんでいくけども、これは何年間は、無償なら無償で向こうが補修して、それ以後に関して補修費が出るとか、そういうのはあるのかないのか。補修費に関してどうなっておりますか。

上村委員長 小川環境課長。

小川環境課長 瑕疵担保の保証期間は2年となっております。ただし、ごみを焼却しながら、炉を補修するということですので、炉が二つあります。1号炉と2号炉ありますから、2号炉の方から先に行います。すると、2号炉が先に終わると、その次の年が1号炉になるわけですが、2号炉は、完成した後、2年ですと、1号炉と差が生じることとなりますので、2号炉に関しては3年、1号炉に関しては2年と、合計2年間は、全面工事が終わった2年間は保証期間に入って、すべてメーカーの責任で行うということになっております。

上村委員長 他に質疑ございませんか。

稲垣委員。

稲垣委員 この制限付き一般競争入札というのは、普通市の道路関係なんかでいうと、予定価格というものがうたわれて発注されておりますけど、この場合は、予定価格とか、そういうものは、入札する場合は、公表してないのか、どういう状況の入札だったか。

上村委員長 小川環境課長。

小川環境課長 まず、予定価格の積算でございますが、見積もり設計図書を4業者から提出していただきました。その中で、一番理想的な工事方法を選択いたしまして、そこで積算した金額をもとに、予定価格を算出しております。予定価格は公表してありまして、10億3,060万6,500円という、こういう金額になっております。これは、消費税を含んだ金額で10億3,060万6,500円。

上村委員長 稲垣委員。

稲垣委員 10億3,000万円、結構安い落札。普通、市の場合だと大体98%ぐらいで、インターネットで出とるのを見ると。

上村委員長 小川環境課長。

小川環境課長 落札した業者に聞きまして、どうしてそう安くしたかという、企業戦略で、どんどん地盤を広げていきたいという、そういう希望があるということです。

稲垣副委員長 委員長交代します。上村委員。

上村委員 先ほど、川崎技研の概要等も説明して、信用置ける会社だということも一応の把握はできたんですけども、すると、入札からの経緯から、随分安く入札をしていただいて、施工にかかるわけですけども、その後のチェック体制といたしますか、これは当然、専門家、

知識のある者もいるわけですが、その辺はどういうふうにチェック体制を考えているのか。

稲垣副委員長 小川環境課長。

小川環境課長 見積もり設計図書を作成を委託しましたコンサル、このコンサルタントは、プロポーザルで選出しております。プロポーザルで一番いい提言をしていただいたコンサルということで選出いたしましたので、そこで、発注仕様書を作成していただきました。ここで、続きまして工事監理の方も委託して、しっかりしたチェックをしていきたいと、そう思っております。また、市の職員も、技術職員2人を当てまして、コンサルと共同してまともな工事ができるように、しっかりチェックしていきたいと、そういう予定であります。

稲垣副委員長 上村委員。

上村委員 後のことが大事ですので、しっかりチェックをしていただきたいと思います。邪魔にならん程度に。

稲垣副委員長 小川環境課長。

小川環境課長 非常に特殊な工事なものですから、市の職員ではちょっと追いつかない面がありますから、どうしても、こういうものにひいてたコンサルを頼りにすることは必至になると思います。

稲垣副委員長 上村委員。

上村委員 その辺の費用の膨らみみたいなことはないですか。

稲垣副委員長 小川環境課長。

小川環境課長 継続事業であと2,500万円ほど監理の委託料を認めていただいておりますので、その範囲内でやりたいと思います。

上村委員長 暫時休憩いたします。

午前11時06分 休憩

再 開

午前11時16分 開議

上村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

上村委員長 質疑なしと認め、第103号議案に対する質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

上村委員長

ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

続いて採決を行います。

最初に、第94号議案の採決を行います。

本案は原案のとおりこれを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

上村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、第94号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第95号議案の採決を行います。

本案は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

上村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、第95号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第97号議案の採決を行います。

本案は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

上村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、第97号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第98号議案の採決を行います。

本案は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

上村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、第98号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第103号議案の採決を行います。

本案は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

上村委員長

ご異議なしと認めます。

よって、第103号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件はすべて議了いたしました。

これをもって経済環境委員会を閉じます。

ご苦労さまでございました。

午前11時19分 閉会

+

+

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

経済環境委員長

+

+

+

本委員会に付託（送付）された事件及び審議結果

議案番号	件名	付託(送付)年月日	審議結果	審査年月日
第 94号議案	愛北広域事務組合理約の変更について	平18.11.30	原案可決 (全員一致)	平18.12.1
第 95号議案	平成18年度犬山市一般会計補正予算 (第4号)	"	原案可決 (全員一致)	"
第 97号議案	平成18年度犬山市犬山城観光事業費 特別会計補正予算(第2号)	"	原案可決 (全員一致)	"
第 98号議案	平成18年度犬山市木曾川うかい事業 費特別会計補正予算(第1号)	"	原案可決 (全員一致)	"
第103号議案	工事請負契約の締結について (犬山市都市美化センター大規模補 修工事)	"	原案可決 (全員一致)	"

+

+

+

+

+